



市 章

彦 根 市 公 報

令和 6 年(2024 年)4 月 1 日

第 1 9 1 3 号

月 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 条例

- 3 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 2
- 4 彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例 2
- 5 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... 3
- 6 彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 3
- 7 彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例 3
- 8 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例..... 5
- 9 彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 17
- 10 彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例..... 18
- 11 彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例 18
- 12 彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 18

○ 告示

- 24 認可地縁団体の告示事項の変更..... 19

○ 公告

- 公示送達について公告..... 19
- 公示送達について公告..... 20

○ 教育委員会告示

- 6 彦根市教育委員会会議の招集..... 20

○ 監査委員訓令

- 1 彦根市監査委員監査規程の一部を改正する訓令 20
- 2 彦根市監査基準の一部を改正する訓令 21

○ 監査公表

- 1 随時監査(工事監査)結果の公表..... 21

○ 農業委員会告示

- 2 彦根市農業委員会定期総会の招集 22

○ 千福財産区告示

- 2 令和 4 年度(2022 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 22
- 3 令和 6 年度(2024 年度)彦根市千福財産区会計予算の要領の公表..... 22

○ 日夏町財産区告示

- 2 令和 4 年度(2022 年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 23
- 3 令和 6 年度(2024 年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領の公表..... 23

○ 鳥居本町外 13 ケ町財産区告示

- 2 令和 4 年度(2022 年度)彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 23
- 3 令和 6 年度(2024 年度)彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区会計予算の要領の公表..... 23

○ 河瀬財産区告示

- 2 令和 4 年度(2022 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 24
- 3 令和 6 年度(2024 年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領の公表..... 24

条 例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 3 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「別表第 1」を「別表」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)もしくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活保護法」に、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同表 5 の項中「児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当もしくは特例給付(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表 11 の項中「(昭和 25 年法律第 226 号)」を削り、同表 13 の項中「(昭和 33 年法律第 192 号)」を削り、同表 21 の項中「(平成 9 年法律第 123 号)」を削る。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 4 号

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市消防に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項の 2 のオの(1)中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(2)中「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(3)中「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(4)中「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(5)中「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(6)中「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(7)中「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に改め、同項の 2 のオの(8)中「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月7日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第5号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年彦根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月7日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第6号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例(平成9年彦根市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1彦根市西沼波町の項および彦根市甲田町の項を削る。

別表第2第8号イ中「第10条第1項」の次に「または第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月7日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第7号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成8年彦根市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療

養費の支給に要する費用の額ならびに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」および「および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分および同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条から第19条までを次のように改める。

第16条から第19条まで 削除

第20条中「または第16条」および「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第38条第1項において同じ。)」を削る。

第21条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第22条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第24条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号および第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第25条から第28条までを次のように改める。

第25条から第28条まで 削除

第29条中「または第25条」および「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第38条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第30条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第37条第1項中「または1世帯に属する被保険者が」を「もしくは1世帯に属する被保険者が」に、「、第16条、」を「もしくは」に改め、「もしくは第25条」を削り、「被保険者が減少した」を「被保険者数が減少した」に、「または第31条」を「もしくは第31条」に、「第38条第1項各号に定める額もしくは同条第3項もしくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「第38条第1項各号(同条第3項または第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額、第38条の2第1項(同条第3項の規定に

より読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第38条の3第1項各号(同条第3項または第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額もしくは同条第5項各号(同条第7項または第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に、「または特例対象被保険者等となった日」を「もしくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「、第16条、」を「もしくは」に改め、「もしくは第25条」を削り、「または第31条」を「もしくは第31条」に、「もしくは同条第3項もしくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第38条の2第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第4項第1号に定める額、第38条の3第1項各号に定める額もしくは同条第5項各号」に改める。

第38条第1項中「または第16条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「または第16条」を削る。

第38条の2第1項中「または第18条」を削り、同条第3項中「または第18条」および「または第27条」を削り、同条第4項第1号中「または第18条」を削り、同条第6項中「または第18条」および「または第27条」を削る。

第38条の3第1項中「または第16条」を削り、同条第3項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項および第5項中「または第16条」を削り、同条第7項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第8項中「または第16条」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定(「、第16条、」を「もしくは」に改める部分および「もしくは第25条」を削る部分を除く。)および同条第2項の改正規定(「、第16条、」を「もしくは」に改める部分および「もしくは第25条」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定(前項ただし書に掲げる規定を除く。)による改正後の第12条から第30条までおよび第37条から第38条の3までの規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月7日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第8号

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書および第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号

の次に次の1号を加える。

- (3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「第60条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第60条の20の3」と、同条第5号中」を「第60条の19第2項第2号、第4号および第5号の規定中「次条」とあるのは「第60条の20の3」と、同条第3号中「第60条の9第6号」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の9第6号」と、同条第6号中」に、「同条第6号中」を「同条第7号中」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者または指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第193条第2

項」を「第193条第3項」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め

る。

第129条中「および第105条」を「、第105条および第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「および第100条」を「、第100条および第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「もしくは」を「または」に改め、「または介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 167 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 168 条第 5 号および第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第 173 条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることができる。

第 173 条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 173 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 177 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 178 条中「および第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項までおよび第 107 条の 2」に改める。

第 188 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 190 条中「第 4 項まで」の次に「、第 107 条の 2」を加える。

第 192 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 193 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 198 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話または必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2項第3号および第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「および第107条」を「、第107条および第107条の2」に改める。

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の

状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 45 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 46 条第 1 項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)または指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)もしくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 54 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第 65 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 73 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 80 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 84 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合に

において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「および第62条」を「、第62条および第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管

理に支障がない場合に限る。)

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者またはその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。)」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 36 条第 1 項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 13 条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を削り、同条第 4 号中「規定」の次に「(第 33 条第 29 号の規定を除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 31 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第 2 号の 2 および第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 33 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 33 条第 16 号ア中「およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者

その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運営および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49またはその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者またはその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。))」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介

護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 16 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 16 条第 14 号中「主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師」を「主治の医師等または薬剤師」に改め、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 16 条第 29 号中「に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第 25 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 32 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 16 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 34 条第 1 項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例第 10 条第 2 項第 2 号および第 204 条第 1 項の改正規定、第 2 条中彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 12 条第 2 項第 2 号および第 92 条第 1 項の改正規定、第 3 条中彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 7 条第 4

項第 2 号および第 36 条第 1 項の改正規定ならびに第 4 条中彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例第 7 条第 4 項第 2 号および第 34 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準等条例」という。)第 35 条第 3 項(新地域密着型サービス基準等条例第 60 条、第 60 条の 20、第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条、第 109 条、第 129 条、第 150 条、第 178 条、第 190 条および第 203 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第 2 条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。)第 33 条第 3 項(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 66 条および第 87 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第 3 条の規定による改正後の彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準等条例」という。)第 24 条第 3 項(新指定介護予防支援等基準等条例第 35 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第 4 条の規定による改正後の彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準等条例」という。)第 25 条第 3 項(新指定居宅介護支援等基準等条例第 33 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 93 条第 7 号および第 198 条第 7 号ならびに新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 54 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 107 条の 2(新地域密着型サービス基準等条例第 129 条、第 150 条、第 178 条、第 190 条および第 203 条において準用する場合を含む。)ならびに新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 64 条の 2(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 87 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 173 条第 1 項(新地域密着型サービス基準等条例第 190 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年彦根市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第 4 条 彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和 3 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 138 条の 2」を「第 138 条の 2 の 2」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 10 号

彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(1) 彦根市漁港等管理条例(平成 6 年彦根市条例第 1 号)第 1 条

(2) 彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 16 年彦根市条例第 2 号)第 3 条第 19 号

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 11 号

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 35 条第 2 項ただし書および第 39 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 12 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。
別表中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に改める。

- 付 則
- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項 2 号および別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

告示

彦根市告示第 24 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 13 日

彦根市長 和田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
普光寺町自治会	早川 紀樹 (略)	藤田 浩 (略)
甲崎町自治会	山村 満 (略)	百々 明雄 (略)
田附町自治会	佐々木 幸男 (略)	西田 伊佐男 (略)
稲枝町西自治会	今居 明 (略)	小林 日出男 (略)
南三ツ谷町自治会	田附 孫隆 (略)	中川 伊佐緒 (略)
開出今町内会	西村 喜代一 (略)	佐谷 泰親 (略)
山崎自治会	渡邊 俊郎 (略)	橋本 哲也 (略)
下西川町自治会	古川 祐之 (略)	山村 雅樹 (略)

公告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度固定資産税・都市計画税納税通知書 および納付書(随時 1 期分)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市市民環境部保険年金課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 15 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 5 年度 彦根市介護保険料 更正通知書

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 6 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 15 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 日 時 令和 6 年 3 月 26 日(火)午後 1 時 30 分から
- 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 議 題
 - 令和 6 年度彦根市教育行政方針について
 - 彦根市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部改正について
 - 彦根市就学援助規則の一部改正について
 - 彦根市就学援助費給付要綱の一部改正について
 - 彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について
 - 彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部改正について
 - 彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について
 - 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について

監査委員訓令

彦根市監査委員訓令第 1 号

彦根市監査委員監査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 15 日

彦根市代表監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員監査規程の一部を改正する訓令

彦根市監査委員監査規程(平成 8 年彦根市監査委員訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 3 項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市監査委員訓令第 2 号

彦根市監査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 15 日

彦根市代表監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査基準の一部を改正する訓令

彦根市監査基準(令和 2 年彦根市監査委員訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年(2024 年)3 月 4 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 森 田 充

随時監査(工事監査)結果

1 監査の対象工事

市立病院MR I 棟増築工事 140,448,000 円

2 監査の期日

令和 6 年 1 月 24 日

3 監査の方法

令和 5 年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その計画、選定方式、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行ったほか、工事現場の実地調査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、専門の技術士の協力を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、選定方式・契約・施工・維持管理等の各段階において、工事関係書類の整備状況を含め、技術的事項の実施態様は概ね良好に執行されていることを確認した。

工事進捗状況について、令和 5 年 12 月 31 日現在の実施進捗率は 66.4%であり、計画進捗率の 66.4%に対して計画通りの施工が図られていた。工事監査実施時点においてはMR I 室にて電波シールドの施工中であり、入念な施工を視認できたほか、複数業者による仕上げ作業を部屋ごとに区分することで、資材等も極力整理された作業空間が構築されており、良好な工事執行状況が認められた。

当該工事は、現在 1 台体制で稼働している彦根市立病院のMR I 装置を検査ニーズや県内同規模病院の水準に合わせて 2 台体制に移行するためのものだが、装置の増設にあたり院内スペースの確保が難しいことや、院内増設には荷重増加対策に必要な床補強工事に相当な時間・コストが嵩み、通常診療に影響が生じ得ることなど、施設の構造上の理由や病院事業の継続性等の理由から、専用棟を増築することとされたものである。

工事の施工にあたっては、増築棟の外壁を既存病院外観と合わせるためタイル張りを基本として検討していたところ、タイル調の窯業系サイディングを採用することで、品質のバラ

つきを抑え、施工コストの削減を図っていたほか、設計等業務仕様書においても委託業務内容、設計条件や参考図なども添付し詳細に業務内容が規定され、特記仕様書の各工事の詳細指示事項では出典の章節を明記するなど、配慮のあるものとなっていた。加えて、品質管理記録等も精緻に管理され、ホルムアルデヒド対策なども徹底されているなど、随所に評価すべき点が見受けられた。

一方で、施工業者に対しては、アーク溶接作業時に特定化学物質作業主任者を選任することや、足場の安全設備の不備を再度点検し是正することなど法令上の指導事項も見られたため、原課においても再認識を行うとともに適宜指導を行われたい。

本件工事竣工後、令和 6 年 4 月より MR I 装置 2 台体制での運用開始が予定されており、これにより現行の 1 日あたりの検査枠 19 枠を 1.5 倍から 2 倍程度まで増やせる見込みであるほか、最新機種の導入により検査精度や診断能力の向上が見込め、撮影時間短縮等による患者負担の軽減も図られるとのことである。

彦根市立病院は、湖東保健医療圏内唯一の急性期医療を担う公立病院でもあり、地域の中核病院として医療面における需要や責務は非常に大きいものであるが、本件工事の完成に伴いさらなる病院機能の充実が図られ、安全と信頼を備えた高度で良質な医療が安定的に提供されることを期待する。

引き続き、工事担当課および事業主管課ならびに工事施工業者に加え、MR I メーカーとの連携も密にし、第三者災害を防止しつつ無事故・無災害で工事を竣工することで円滑に運用開始を迎えられたい。

【工事監査実施状況】

(以下省略)

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農彦根市農業委員会告示第 2 号

農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 4 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和 6 年 3 月 11 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 3 議題
 - (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (4) 事業計画変更承認申請について
 - (5) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - (6) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

千 福 財 産 区 告 示

彦根市千福財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 6 年 2 月 16 日彦根市千福財産区議会の認定を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市千福財産区管理者

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市千福財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 6 年 2 月 16 日彦根市千福財産区議会の議決を得た令和 6 年度(2024 年度)彦根市千福財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市千福財産区管理者
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

日 夏 町 財 産 区 告 示

彦根市日夏町財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 6 年 2 月 7 日彦根市日夏町財産区議会の認定を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市日夏町財産区管理者
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市日夏町財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 6 年 2 月 7 日彦根市日夏町財産区議会の議決を得た令和 6 年度(2024 年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市日夏町財産区管理者
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

鳥 居 本 町 外 13 ケ 町 財 産 区 告 示

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 6 年 2 月 2 日彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会の認定を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区管理者
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 6 年 2 月 2 日彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会の議決を得た令和 6 年度(2024 年度)彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区管理者
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

河瀬財産区告示

彦根市河瀬財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 6 年 2 月 21 日彦根市河瀬財産区議会の認定を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市河瀬財産区告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 6 年 2 月 21 日彦根市河瀬財産区議会の議決を得た令和 6 年度(2024 年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)